

鳥取県乳がん検診マンモグラフィ読影委員会運営要領

1 趣 旨

この要領は、鳥取県乳がん検診実施に係る手引きの5の(2)の規定に基づき鳥取県健康対策協議会が実施する乳がん検診に係る読影委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 構 成

- (1) 鳥取県健康対策協議会は、東部・中部・西部の3地区にそれぞれ地区読影委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営する。
- (2) 委員会は、別に定める委員で構成する。

3 委 員

- (1) 委員会の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
なお、委員は原則として日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する読影講習会を修了し、B2以上の資格を持った医師でなければならない。
- (2) 委員会に委員長を1名、副委員長を1名おく。
- (3) 委員、委員長、副委員長は、鳥取県健康対策協議会が決定する。
- (4) 委員長は委員会を総括し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 読影会

(1) 読影を担当する委員

委員会は、検診実施機関からの依頼に基づき、委員の中から読影を担当する委員を指名し、乳房エックス線写真の読影を実施させることとする。
なお、検診実施機関に、委員として認定されている医師が所属している場合は、原則としてその委員に読影を担当させることとする。

(2) 読影会の開催

ア 読影

委員は、検診実施機関から提出された受診票と画像をもとに、読影を行うこととする。
なお、読影は、2名以上の委員により二重読影を行うこととする。

イ 比較読影の実施

- (ア) 二重読影において委員のいずれかが必要と認めた場合は比較読影を実施する。
- (イ) 委員は、検診実施機関が前回の画像を所有する場合、その画像の提出を求めることがある。

ウ 委員は、判定結果を受診票に記入し、画像とともに検診実施機関に返却する

5 報 告

鳥取県健康対策協議会は、委員会の運営状況を管理するため、検診実施機関又は市町村から、読影会の実施状況についての報告を受けることとする。

6 会 議

委員会は、必要により委員長が招集する。

7 その他の事項

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の検診から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月12日から施行し、令和2年度の検診から適用する。